

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和6年8月28日（水） 14時00分～15時33分

2. 出席者

【顧問】

阿部部会長、今泉顧問、岩田顧問、河村顧問、小島顧問、近藤顧問、佐藤顧問

中村顧問、平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、木全環境審査担当補佐、中村環境審査係長、森江環境審査係長、植田環境審査係長、山崎環境審査係

3. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

① J R 東日本エネルギー開発株式会社（仮称）新白滝山風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、山口県知事意見

② 東急不動産株式会社（仮称）徳島鳴門風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、徳島県知事意見、
香川県知事意見

③ 東急不動産株式会社（仮称）北海道厚田風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

① J R 東日本エネルギー開発株式会社「（仮称）新白滝山風力発電事業」
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、山口県知事意見についての質疑応答を行った。

② 東急不動産株式会社「（仮称）徳島鳴門風力発電事業」
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、徳島県知事意見、香川県知事意見についての質疑応答を行った。

③ 東急不動産株式会社「（仮称）北海道厚田風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見についての質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) J R 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 新白滝山風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、山口県知事意見の概要説明＞

○顧問 1 件目、(仮称) 新白滝山風力発電事業環境影響評価方法書の審査に入りたいと思います。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見ございましたら挙手ボタンを押してお知らせください。よろしくお願いいたします。水関係の先生、お願いいたします。

○顧問 知事意見を出していただけますでしょうか。個別事項 2 (2) の水環境・水生生物のアで、1 段落目の後半、既設風力発電所の設置に伴う水環境の変化状況も可能な限り把握した上で予測、評価することと記載されています。これを覚えておいていただいて、次に、住民意見の資料の 2 で、豊北町栗野川では、現在稼働中の風力発電事業が始まってから川で漁ができなくなっていることについて、どう考えているかという意見に対して、事業者さんのお答えの方を見ると、既設の風力発電事業の工事開始前からこの川の水質が悪化していると聞いている、また、次の段を見ると、昭和 60 年頃から見えていて、いずれも環境基準は下回っていて、特に水質は悪化していない状況だということが書いてあります。

よく分からないのは、今の事業者のお答えの中で、水環境が悪化しているということは聞いているけれども、環境基準は下回っている。一方、地元の方からは、この川で漁ができなくなっていると言っておられます。どうも、ここの水質の状況が今一つよく把握できないのですけれども、少し補足的に説明していただけないでしょうか。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。

先ほどの質問に関しまして、今現在、ここに書かせていただいております水環境とかに関しまして、データの的には基準を下回っているということで、極端に汚れたりとかということではございません。魚が捕れなくなったとかは、現地の漁協の方とかのヒアリングに対して述べたことになっております。

○顧問 では、実際は顕著な水質悪化は起こっていないのですね。でも、魚が捕れなくなっているということなのですか。

○事業者 そのように認識しております。

○顧問 分かりました。では、水環境と漁の関係性はよく分からないということですね。

○事業者 はい、そのとおりでございます。

○顧問 分かりました。先ほどの知事意見にもありますけれども、地元でもそういう意見も出ていますことですし、この知事意見の趣旨をよく考えて、今後の準備書に向けての調査をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○事業者 承知いたしました。ありがとうございます。

○顧問 私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。それでは、大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 方法書の17ページを出していただけますでしょうか。ここに交通の状況ということで、対象事業実施区域があって、そこから南西方向に道路部分の対象事業実施区域がずっと延びていて、一般国道435号と交わっている、そのような図になっているというのをちょっと覚えておいていただいて、そのちょうど国道と交わる辺りについて、たまたま補足説明資料の10ページに国土地理院の地理院地図の拡大図が出ているので、ちょっと見ていただきたいのです。そこで右上のところに37と書いてあって、そこから川があって、その左下の方に道路があるのですが、ここはたしか我々も5年前に現地調査に行っていると思うのですが、橋が架かっていたのではないかと思ったのですが、水害か何かでなくなってしまっているのでしょうか。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。

先ほどの質問に対して、この地図は地理院地図を参照しておりまして、地理院地図には載っておりませんでした。私どもも現地を確認したところ、ここに橋は架かっております。道はつながっております。

○顧問 つながっているわけですね。分かりました。では、結構です。私の質問は以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。ございませんか。では、私から何点かお聞きしたいと思います。補足説明資料の37番、お願いできますでしょうか。図面を作成していただいて、ありがとうございます。これは準備書の方でまた載せていただきたいと思います。写真の方を見せていただけますか。この予定地のオレンジの部分、色が重なってしまっているもので、これだと改変区域の樹冠の様子がよく読み取れないので、今、ベタ塗りになっている部分は、透明にさせていただくか、周りの線だけで中を抜いていただいて、樹冠の状況と改変面積が分かるような形で、準備書の方ではお示しいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。承知いたしました。そのように改善いたし

ます。

○顧問　　よろしくお願いいたします。それから、方法書の300ページを開いていただけますか。確認ですが、人と自然との触れ合い活動の場ということで、白滝山から天井ヶ岳への登山道が走っています。これは林道だけではなくて、森の中のトレイルのようなものもインターネットで検索すると部分的には出てくるようなので、今回、新たに風車を設置する計画、既設のところもあると思いますが、東側に延びる部分もありますので、今回、工事区域、改変区域がこの登山道を直接改変してしまうという可能性はあるのでしょうか。そこは避けて道路等を設置する、あるいは風車等を設置するという計画になっているのでしょうか。

○事業者　　J R 東日本エネルギー開発です。登山道は基本的に山の尾根上にできておりまして、今回の事業エリアも、風車配置並びに作業道に関しまして、やはり山の尾根を使用したいと思っておりますので、一部交差だったりするところはございます。また、交差したりするところとかその辺は地権者だったり関係する市とか打合せしながら事業の方は計画していきたいと考えております。

○顧問　　分かりました。そうなりますと、拡大した図面で現況の登山道のトレイル、あと道路を詳細に示していただいて、分断箇所は横断すればよいですけれども、改変して使えなくなるような場所があるのでしたら、そういったところをどう代替的な措置を確保するのか。そういった点も含めて、少し詳細に検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それから、登山ルートということで、景観の調査では眺望点で、フォトモンタージュの調査を行うと思いますけれども、トレイルから直近に風車が建つと、その辺りも人と自然との触れ合いの活動の場で、施設ができたときに、どういう状態になるか、その辺りのところもできる限り拾い上げて、影響評価をしていただいた上で、保全措置をどう検討するのも詳細に御検討いただきたいと思います。事業者さん、よろしいですか。

○事業者　　すみません、先ほどの話なのですけれども、拡大図で説明してくれということまで聞き取れたのですが、その後、ほかの業者さんが入ってきたみたいで、ちょっと音声途切れておりまして、もう一度お聞かせいただくことは可能でしょうか。

○顧問　　はい。拡大図を示していただいて、横断するような場合は、その道路を横断していただく形になると思いますが、直接的に登山道に影響して通りにくくなってしまうような場合には、やはり代替の措置も検討していただく必要があると思いますので、現況でこういったトレイルがあつて、それに対してどういう対応を取るのかということ、

大図面で詳細に示してくださいという点です。

もう一点は、景観そのものは景観の項目の方で影響を評価されると思いますけれども、人と自然との触れ合いの場ということで、かなり近接した地点に風車が建つと思いますので、その影響もこの項目の中でできるだけ記載していただきたいということです。よろしいでしょうか。

○事業者 JR東日本エネルギー開発です。承知いたしました。準備書の方で記載させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 よろしく願いいたします。それから、山口県全体というのもあるでしょうし、この地域で住民が風車に対してあまりウエルカムな状況ではないというのは、かなり以前からそういう状況だったと思うのですが、既設の風車があつて、そこにまた建てるという今回の事業ですけれども、住民意見でも、それに対して、既設は撤去してほしい、例えば意見3を示していただくと、そういったことが書いてあります。既設そのものも撤去を望まれているというか、風車の撤去、原状回復を希望されているということで、反対意見もかなり多いかと思うのですが、現況の風車がある中で、受容性が高ければ比較的造りやすい案件なのではないかと思うので、事前に地元の方とよく協議を行って、現況に対してのいろいろな意見を酌み取っていただいて、今後の計画の中でそれらに対してどう対処されるのかというようなところは、早い段階で協議を続けていっていただいた方がよいと思います。その辺りはもう何か対応されていますでしょうか。

○事業者 JR東日本エネルギー開発です。地域住民に関しましては、なるべく丁寧に説明することに心がけておりまして、現在、アセスの現地調査に入るときでも地域の皆様に御説明をさしあげたりやっております。今後は、またさらに深いところまで工事や事業の安全、あと地域貢献とかその辺も踏まえて地域の皆様に説明をして、御理解いただこうと考えております。

○顧問 よろしく願いします。それから、個々の環境影響評価の項目の中で、恐らく工事中の影響というのを取り上げられると思うのですが、今回、撤去工事と造成工事の場合によっては重なる可能性もあるのでしょうか。確認です。

○事業者 JR東日本エネルギー開発です。先ほどおっしゃるとおり、工程によっては撤去工事と造成工事、重なる部分があることを見込んでおります。

○顧問 では、その辺りの影響評価については、撤去工事も含めた上で予測評価をしていただくという流れになりますか。

○事業者 準備書を出させていただくところで、実際に工事が重なるといった段階になれば、それは総合的な評価をして、準備書に記載させていただきたいと思っております。

○顧問 分かりました。それで場合によっては影響が大きくなるようなケースでは、少し工期を調整していただくとかそういった保全措置も必要になるかなと思いますので、その辺りは準備書の中で詳細に示していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 承知いたしました。ありがとうございます。

○顧問 私からは以上ですけれども、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。騒音関係の先生、お願いいたします。

○顧問 事前に質問を出せていなくて大変申し訳なかったのですが、今回、方法書ということで、今回導入される予定の風力発電機の音響特性のメーカーからの入手状況はどのようになっているのか、ちょっと確認させてください。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。現在今のところ、風車の機種はまだ決まっておりませんので、まだ音響レベル等は入手しておりません。

○顧問 ありがとうございます。まだ決まっていないのならしょうがない。予測とかには絶対必要になるので、できるだけ詳細な情報を入手していただくとともに、そのデータがどういう状況で測定されたのかということも、しっかりと把握していただいて、準備書以降の図書の方に反映していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 承知いたしました。ありがとうございます。

○顧問 以上になります。

○顧問 ありがとうございます。一応私からも確認ですけれども、現在、既設の風車は稼働しているのでしょうか。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。稼働しております。

○顧問 その場合、現況の騒音のレベルを調べていただく場合は、風車は稼働した状態で測定されるのか、それとも止まった状態で測定されるのでしょうか。その辺りは騒音の項目に記載ございますか。

○事業者 アジア航測でございます。稼働している状態でまず測るところと、さらに、止まった状態での測定も必要かなということを考えております。というのは、現況値として常に稼働しているときの暗騒音というところを把握しつつも、今回、新設ということで、その風車は全てなくなるということを考えておりますので、そうなったときの現況値、暗騒音として、風車が稼働していないときの音というのは必要だと思っております。

○顧問 分かりました。それでは、稼働していないときと稼働しているときで、新たな風車が設置された場合の予測、それを比較して示していただくということになると思いますので、準備書の中ではそれを分かりやすくお示しいただければと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 では、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。魚類関係の先生、お願いいたします。

○顧問 328ページをお願いいたします。この住民の方の意見の中に、既設の風力発電によって青のりが激減したという意見があって、ちょっとこれが気になったのですが、これは山中にある施設なのですが、既設の風車によって青のりが激減という、これは意見の1つですが、どこの海域の青のりが激減したのかという情報はお持ちでしょうか。お願いいたします。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。弊社のヒアリングの中では、栗野川の下流域での青のりと聞いております。

○顧問 激減と書いていますけれども、どの程度減ったかの情報はお持ちでしょうか。

○事業者 弊社のヒアリングの情報になりますが、減っているという話は聞いておりますが、常に取りれないとかではなく、年によっては取れる年もあると聞いております。

○顧問 当然、ほかの要因とかいろいろ重なってのことかと思いますが、この原因として今捉えられているのは、どのようなことなのでしょう。

○事業者 J R 東日本エネルギー開発です。大変申し訳ございません。その辺の水質調査等は、弊社の方でまだ行っておりませんので、ちょっと回答ができない状況でございます。

○顧問 分かりました。今後もこういう意見が出てくるかもしれませんので、可能な範囲で結構ですので、原因となっている事象があるのであれば、それについて調べていただきたいと思います。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。水質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私から1点だけ。今回対象とされている地域の東側は、新しく開発されるような感じに見えるのですが、ここは主な林道みたいなのがないのかどうかということと、それから、林業としては結構開発されているところなのかどうかというのをお聞きしたいと

思います。

○事業者 JR東日本エネルギー開発です。東側のエリアなのですが、林道に関しましては、林業をやられている業者さんがおまして、その辺は林道は少し整備されていると認識しております。しかしながら、今回の風力発電事業に関しましては尾根沿いを予定しておまして、尾根沿いには私たちが使えるような林道はございません。

○顧問 分かりました。逆に、JR東日本さんの方がこういう形で開発されたところが、また林業の方で利用される予定、あるいは計画みたいなものはあるのでしょうか。

○事業者 地権者さんとお話しさせていただいております、林業に携わっている地権者さんに対しましては、是非とも作業道を林道として使わせてくれというような打合せはさせてもらっております。

○顧問 分かりました。ありがとうございます。

○事業者 1点補足でよろしいでしょうか。

○顧問 はい。

○事業者 この対象事業実施区域、南側であるとか西側であるとか、部分的に林業での伐採が行われておりますので、その辺は伐採区域ということで、また植生図等々でお示しできたらと思っておりますので、御確認いただけたらと思います。

○顧問 分かりました。特に今回、東側の方は新しく開発されるようなので、相乗効果といいますか、どこまでどのようにあるのかなというのが少し知りたかったところですので、もし分かれば、そういうところも記載しておいていただければいいかなと思います。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見は。事務局から何かございますか。

○経済産業省 もし先生方の御質問が終われば、植物関係の先生からの質問をお話したいと思ったのですが、よろしいですか。

○顧問 分かりました。では、一応一通りご意見が出たと思いますので、よろしくお願いいたします。

○経済産業省 植物関係の先生、今日ちょっと御参加されていないのですが、あらかじめ今日の部会に向けまして3つほど御質問いただいておりますので、読み上げさせていただきますと思います。補足説明資料の18番の食物連鎖図です。16ページになるので

すけれども、矢印の意味は理解しています。ただし、修正いただいて、より分かりやすくなりましたが、フクロウの被食者として、小型哺乳類の齧歯類が代表的と思いますが、この図に示されておられません。また、フクロウは最高次消費者であるクマタカの直下に位置する高次消費者になると思いますが、フクロウ以外の「等」に該当する鳥類には、どのような種類がありますでしょうか。種類が少ないのであれば、示した方がよいのではないかと思いますというのが1つ目でございます。事業者さん、何かお答えいただければ、そのお答えを先生にお伝えいたしたいと思います。

○事業者 アジア航測でございます。御指摘ありがとうございます。まず、齧歯類なのですが、その齧歯類に該当するネズミ類とかが既存の文献での記録が今回確認できていないというところで、既存文献を基にしているという中で、ここの食物連鎖図に上げていなかったというところになります。もう一点、フクロウ等の「等」は何かという御指摘ですけれども、フクロウだけでなく、フクロウ科、複数種いるというところと、カエル類を餌にするようなものとしましては、モズの仲間もあるというところで、今回、フクロウ等として、まとめさせていただいたところでございます。

○経済産業省 では、今お答えいただいたことにつきまして、先生にはお伝えしたいと思いますので、もし、また追加の質問があればお伝えしたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○経済産業省 よろしく申し上げます。それと、2つ目の御質問です。補足説明資料の34番をお願いいたします。30ページです。植生調査で出現した種を植物相データに含めるのであれば、植物相調査の範囲は植生調査の範囲と同じになるのではありませんかという質問をいただいております。お答えいただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。まず前段として、植生調査の範囲が250mある。その中で植生調査を実施したときに、植物相であつたり重要種が見つかった場合は、記録すべきではないかという御指摘をいただいていた中で、そこでの調査をするということは、250mの範囲が植物相の調査なのではないかという御指摘と認識しております。ただ、今後、植生区分によるかと思うのですけれども、全ての地点で250m範囲での植物相調査、網羅した調査を予定していなかったというところもありまして、基本的な植物相調査は100mで、植生調査の範囲としては250mと設定させていただいているところでございます。

○経済産業省 今のお答えにつきまして顧問にはお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者　　よろしくお願いします。

○経済産業省　　続きまして、もう一つです。方法書の288ページの表6.3-14、植物に係る調査方法及び調査期間に関することです。先生の御指摘ですが、植物相の調査期間は植生調査よりも多く設定されていますが、植生調査期間でなくても調査する必要がある植物群落を見出した場合は、調査を行ってくださいという指摘でございます。お願いします。

○事業者　　ありがとうございます。植生図をまず作成した中で、現地確認が必要になってくるかと考えておりますが、その中で季節的に見ておく必要があるような植物群落、あと植生調査だけではなく、植物相調査の中でも特徴的な群落があったら、適宜調査を行っていくということを考えております。

○経済産業省　　では、行っていく旨、顧問にお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

○事業者　　よろしくお願いします。

○経済産業省　　植物関係の先生から3つの質問をいただいておりますので、代読させていただきます。

○顧問　　ありがとうございます。先ほどの食物連鎖に関しては、恐らく、また準備書で調査結果が出てきたら、例えばネズミ類等も出てくると思いますので、場合によってはその段階で、詳細に修正していただければと思います。フクロウとモズは今、一緒になっているということですが、場合によっては、餌の違うものは少し分けて書いていただくようにして、分かりやすく示していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに御質問、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、一通りコメントいただいたと思いますので、この案件につきましてはこれで終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

○経済産業省　　御審議ありがとうございました。事業者さん、いろいろと御指摘ありましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、水関係の先生からもございましたけれども、水の濁りですね。地元の方の御意見もありましたので、河川への濁水の影響の可能性については、適切に評価をしていただきたいと思います。そのことを含めても、環境影響評価項目として方法書で選んだものについて、大きく変更するような意見はなかったと思いますので、本日の御指摘を踏まえて、準備書に向かって検討を続けていただければと思っておりますが、先生そんな感じでよろしいでしょうか。

○顧問　　よろしいかと思います。細かいところで、大気質関係の先生から、たしか人と自然との触れ合いところで、工事のところもマルをつけた方がいいのではないかというような意見もありましたので、そこは事業者さんの方でまた準備書に向けて検討していただければと思います。

○経済産業省　　そうですね。ありがとうございます。

それでは、1件目の新白滝山風力発電事業につきましては審査を終了したいと思います。事業者さんにおきましては御退席いただいて結構でございます。

2件目は、43分から始めたいと思いますので、それまで休憩で、また再開したいと思います。

（2）東急不動産株式会社「（仮称）徳島鳴門風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、徳島県知事意見、香川県知事意見の概要説明＞

○顧問　　よろしく願いいたします。それでは、2件目、（仮称）徳島鳴門風力発電事業環境影響評価方法書の審査に入りたいと思います。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見ございましたら挙手ボタンでお知らせください。よろしく願いいたします。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問　　補足説明資料の25番をお願いします。ここで、大気質の粉じんについてということではちょっとお伺いしているのですが、確認なのですけれども、ここの対象となっていてところに福祉施設があつて、その山の上の方の割と近いところに採石場があると思うのですが、その採石工場というのは現在も稼働しているのでしょうか。

○事業者　　東急不動産でございます。今の御質問にお答えさせていただきます。

採石場につきましては、現在稼働中でございます。以上です。

○顧問　　そうすると、1日当たり何台ぐらいトラックが通っているかとか、分かりますか。

○事業者　　引き続き、御回答させていただきます。現状、1日の台数等につきましてはまだ把握してございませんので、これから碎石の会社様と打合せをさせていただきたいと考えております。

○顧問　　ちょっと気になっているのは、採石場というのは石を砕いて持っていくところ

ですので、水をまいたりしていろいろ対策はされているようですが、周りに石が飛び散っているのと、それを積んだトラックが走りますので、どうしても落ちたりして道路自体が砂利というか砂というかそういったもので汚染した状態になっているのではないかということがちょっと懸念されるのですけれども、福祉施設辺りでの道路の状況とか、現場は見ておられるのでしょうか。

○事業者　確認してございます。今お話ございました福祉施設とか学校の前につきましては、道路自体は舗装されております。

○顧問　それでは、例えば路側を見ると砂とか砂利が積もっていて植生がちょっと汚れているというような状況も見られるかと思うのですが、そういうものはありますか。

○事業者　学校、福祉施設の前の舗装道路につきましては、そういった汚損等々はございません。

○顧問　それから、その道路は人が歩いて、あるいは自転車とかそういった形で通行しているということは多くあるのでしょうか。

○事業者　現状、現地を確認させていただいた際に、舗装道路ということではございますが、私どもが視察に行ったタイミングでは、自転車等で走られている方というのはいらっしゃいませんでした。

○顧問　ちょっと気になるところではあるのですが、再度ヒアリング等されるということなので、ちょっとその辺を見ていただいて、御社のコンクリートミキサー車が想定で1日200台、それから、もし残土を場外処分するとすれば、トラックが走行する日数がかなりの期間になることが予想されるので、私は一応念のために粉じんを項目選定しておいた方がいいのではないかとと思います。その辺の状況判断はお任せしますけれども、通常、粉じんの環境保全措置としては、御社の工事現場でタイヤ洗浄とかするのですけれども、そういう保全措置ではちょっと対応できないと思いますので、例えば相当低速で走行するとか、そのような保全措置になるのかなと思いますけれども、その辺の保全措置等を検討していただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○事業者　今後、碎石業者さん、あと福祉施設、学校等と協議をさせていただいた上で検討させていただきたいと考えています。

○顧問　よろしくお願いします。私からは以上です。

○顧問　ありがとうございました。それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。手が挙がっていないようですので、私から何点か質問させていただきます。補足

説明資料をお願いできますか。補足説明資料の1番をまず開いていただいて、御回答はいただいているのですが、道路ですね。搬入路が一応計画されているということですが、補足説明資料の4ページを見ていただけますか。多分その南側、かなり広く取っています。もう少し拡大していただけますか。恐らくその西側に、沢沿いに林道が入っているので、この辺りは搬入路として使う可能性もあるということで、そこが対象事業実施区域に含められているのは分かるのですが、南側に尾根がありまして、今、426.4という三角点があるのですが、その尾根が、下の方に道が書いてありますが、これは点線ですので、登山道のような道ではないかと思うのですが、ここも搬入路として利用する可能性があるのでしょうか。それとも、送電線が入っているようにも見えますので、例えば系統接続とかそういう関係で取られているのか、この辺り、詳細に御説明いただけますか。

○事業者 御回答させていただきます。点線部分をいわゆる搬入路等々で使うというのは現状ございません。

○顧問 ちょっと聞き取りにくかったのですが。

○事業者 426.4に向かっている点線のところについての御質問だと思うのですが、そちらにつきまして、特に搬入ルートとして考えているということはございません。

○顧問 ここは特に改変の予定はないけれども、対象事業実施区域に含まれているのですか。

○事業者 今のところ、当初の計画ということで実施地域を選定させていただいているのですが、現状で今のところ改変等々する予定は考えておりません。

○顧問 その場合ですと、あまり膨らませ過ぎると、ここは何を計画されるのかなというのが気になりますので、この段階ではいいですけども、準備書の段階では、対象事業実施区域をどの辺りで設定されるのかというのも、少し適切に調整して線引きをしていただければと思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 それから、補足説明資料の12番をお願いできますか。御回答なのですが、拡大していただけますでしょうか。オレンジゾーンについては極めて慎重に配置の有無を検討と書いてあるのですが、極めて慎重に検討してくださいというのは、オレンジゾーンの定義としてそう書かれていると思うのですが、知事意見の方を開いていただけますか。知事意見で、原則開発不可とするレッドゾーンに対して、オレンジゾーンについても、レッドゾーンに準じた扱いとすることを求めると書いてありますので、基本的にはイエローゾー

ンの中で検討されることが無難ではないかと思います。一部オレンジゾーンにかかるとしても、基本的にはイエローゾーンにできるだけ収めるという方向性で御検討いただいた方がよいと思っております。その辺りは事業者さんの方でも何か御検討されておりますか。

○事業者　今お話しいただいたとおりでございます。あくまでもイエローゾーンを中心に計画をさせていただく。一部オレンジゾーンにかかる部分については、鳴門市様の要望趣旨も留意しながら、今後、現地調査等々で現状を把握させていただきまして、事業計画に盛り込んでいきたいと考えております。

○顧問　それで、準備書では第2章のところで工事計画を書かれると思いますので、そこでゾーンとの関係についても拡大図面で分かりやすく示していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事業者　承知いたしました。

○顧問　それから、補足説明資料の20番をお願いできますか。御回答のとおりだと思うのですが、ここの最後のところで、この山の範囲がかなり広いので、眺望景観への影響を極力低減するよう努めますと書かれておりますが、この眺望景観への影響の低減というのは、具体的にはどのように検討される予定でしょうか。例示でよろしいと思いますが。

○事業者　気象協会です。眺望景観への低減ということなのですけれども、やはりブレード等の色彩を抑えるといった対策を今のところ考えております。

○顧問　色彩の調整ですね。分かりました。眺望景観への影響というのも、決め手になるようなものがなかなか難しい気もしますので、色彩を検討される場合には、その辺りの影響がどのくらい低減しているかが分かるような形で、準備書の方ではまとめていただければと思います。

○事業者　承知しました。

○顧問　それから、補足説明資料の23番、地盤の安定性については、当然十分配慮していただけたと思いますけれども、これも地点によっては知事意見等が出て、選定しているような地点もございますけれども、特にこれを追加で選定せよという意図ではございません。ただ、崩壊土砂流出危険地区となっていて、かなり配慮が必要ということもございますので、この辺りは特に残土という点もあると思いますけれども、第2章の工事計画のところで十分配慮している状況というのが切土、盛土、土捨てなど図面で出てくるとしますので、その辺りでも十分図で示していただいて、また準備書の際に御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 それから、方法書に行っていただけますか。271ページ。272ページから図面が出ておりまして、こちらは景観の調査位置ということで、次のページも行っていただけますか。こちらは眺望点ではあるけれども、可視領域でないので評価対象としなかったということで、こういった形で示していただくと非常に分かりやすいと思うのですが、もう一つ前に戻っていただくと、どうしても東側が、これは地形の影になるということなのか、可視領域があまりないということで、東側の眺望点が西側に比べて非常に少ないように思うのです。例えば鳴門市と文字で書いてある辺りには、可視範囲の色がついたような場所があると思うのですが、この辺りは眺望点になる、あるいは近隣の住民の方が住んでいる、あるいは利用されているような場所はほとんどないということなののでしょうか。

○事業者 気象協会です。こちらは、当初の段階で鳴門市さん、あるいは板野町さんとお話をしまして、我々で抽出した眺望点以外に何か気づくところがあるかと問いかけはしたのですが、これ以上、特にそういった眺望点はないという回答を頂戴しております。

○顧問 例えば、集会所を南側とか西側では選んでいただいているのですが、例えば北島町とか、松茂町、この辺りも一応範囲には入っていると思うのですが、あるいは一番東側の鳴門町高島、この辺りのところは地域の方が利用するような施設とかそういったものはなかったということでしょうか。

○事業者 気象協会です。松茂町とか北島町につきましても、可視領域が垂直視野角一度の範囲の中に入っているのです、事前に説明には伺っております。こういった形で眺望点になり得る点があるかとはお聞きしたのですが、どちらも特にないということで、関係地域にも入れなくてもいいという回答を頂戴しております。

○顧問 分かりました。一応地元にはヒアリングを行っているということですので、また何か意見があれば追加していただく必要があると思いますけれども、取りあえずはそういったことで了解いたしました。

○事業者 承知しました。ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。では、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。特にございませんか。それでは、特にお手が挙がっていないようですので、本件につきましては審査の方をこれで終了したいと思います。補足説明資料で御回答いただいている、事前のいろいろコメントいただいていると思いますので、それに沿って準備書に向けて修

正しいだけだと思います。よろしくお願いいたします。では、事務局の方にお返しいたします。

○経済産業省　事務局でございます。本件に関しての御審議ありがとうございました。先生方からの御意見を踏まえて、準備書に向けて検討を重ねていただきたいと思います。事務局からは、やはり大気質関係の先生が御指摘されていた採石工場稼働中ということと、今後の工事の関係ですね。こちらは、工事用資機材の搬出入に伴った粉じんの影響については、評価していただく方向で、まずは事前の検討が必要なのかなとやはり思いますので、そういった粉じんの影響について検討して、環境影響評価項目に選定するかどうかという検討はしていただきたいと思います。また、眺望点への影響についても、適切に予測評価することが大事だと思いました。　なので、そういった意味では、今、大気環境の大気質の粉じんのところが、工事用資機材の搬入のところが、もちろん風力のアセス省令で今求めておりませんが、そういったいろいろな調査をした上で、選定するかどうかというのは十分検討していただきたいと思いますという流れだったと思います。そういうまとめで先生、よろしいでしょうか。

○顧問　そうですね。粉じんのところは、今、必ず項目を選定せよということではなくて、選定しない場合も理由をきちんと明らかにしていただくということで、検討してくださいという方向で良いかと思います。

○経済産業省　分かりました。ありがとうございます。では、事業者さん、どうぞ御検討の方よろしくお願いいたします。それでは、2件目の審査は終了したいと思いますので、一旦ここで終了したいと思います。東急不動産さんは、次の3件目はメンバーが替わるのですかね。

○事業者　ありがとうございます。メンバーが替わりますので。

○経済産業省　分かりました。では、再開の時間として5分用意しますので、15時10分から3件目、再開したいと思います。ここで休憩に入ります。ありがとうございました。

（3）東急不動産株式会社「（仮称）北海道厚田風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見の概要説明＞

○顧問　では、3件目、（仮称）北海道厚田風力発電事業環境影響評価方法書の審査に入りたいと思います。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、

どこからでも構いませんので、御質問、コメントございましたら挙手ボタンでお知らせください。よろしくお願いいたします。騒音関係の先生、お願いいたします。

○顧問 事前に質問させていただけていなかったかもしれませんが、今回の対象事業地域周辺に結構たくさんの類似の事業が動いているようですが、その辺との関係で、累積的な影響の評価というのは今のところ視野にあるのでしょうか。それともないのでしょうか。その辺の見解をお知らせください。お願いします。

○事業者 日本気象協会です。御指摘のとおり、本事業の周辺には既設の風力発電所、それから計画中の風力発電事業がございますので、累積的な影響については必要な情報を収集して検討していく予定でございます。

○顧問 ありがとうございます。その辺の事業者さんとコンタクトされている作業というのは、もう既に進んでいるのでしょうか。

○事業者 お世話になります。東急不動産です。現時点で周りの事業者さんとまだ連絡は取れていない状況ですので、今後、累積的影響を評価する項目を検討して、そこから当たっていきたいと考えています。

○顧問 是非よろしくお願いいたします。住居等までは比較的距離はありそうではあるのですが、先ほどの事案にもあったと思うのですが、周りで既に風力発電施設に対して批判的な目があるとするならば、そこにまた新たにということになると、当然目が厳しくなると思いますので、その辺しっかりと評価の方をよろしくお願いいたします。以上です。

○事業者 承知しました。ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。では、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。事務局から何か。

○経済産業省 すみません、ちょっと順番的にあれだったのですが、植物関係の先生から本件に関して1つ御質問いただいておりますので、読み上げさせていただきたいと思ったのですが、よろしいでしょうか。

○顧問 はい、お願いいたします。

○経済産業省 では、事務局から、植物関係の先生の御質問を代読させていただきます。

知事意見を出していただけますでしょうか。知事意見の3ページ目の(5)の植物というところです。これのアとイに関して先生からコメントいただいております。知事意見の(5)植物のア、イにつきましては、種の多様性保全に係わる環境配慮上、とても重要な

指摘でありますということで、しっかりと事業者さんに対応していただきたいという御指摘をいただいております。事業者さん、いかがでございましょうか。

○事業者　日本気象協会です。知事意見については適切に対応していきたいと考えてございます。

○経済産業省　その旨、先生には伝えたいと思います。

○顧問　ありがとうございます。1点だけですか。

○経済産業省　はい。そうですね。本件につきましては、植物関係の先生からは1件でございました。

○顧問　参考までに、植物のルートを方法書の方で、312ページですね。主要なところにはルートが入っていますけれども、網羅されていないというところですが、ルートから枝状に出ているところは、そこから適宜調査に入っていただければと思いますので、こちら、御対応いただけるということだと思います。

また、実際に準備書の段階では、恐らく、GPSを持って歩かれると思いますので、実際に歩かれたルートをお示しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○経済産業省　先生、補足をありがとうございます。

○顧問　植物関係の先生にもお伝えください。

○経済産業省　分かりました。

○顧問　ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。では、私から何点か確認したいと思います。まず、補足説明資料の4番、御回答のとおりだと思うのですが、ちょっと気になっておりますのは、ここの管理の状況です。草原ですので、やはり刈取り等を行っているのではないかと思います。その写真も、これは夏の状況ですか、草が少し刈られているように見えなくもないと思うのですが、この辺りの管理の状況はしっかりとそれぞれの草原のパッチごとに、こういった時期にこういった管理がされているのかというのを把握していただきたいと思います。それを準備書の方でも、動物とか、植物、生態系のところで記載していただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○事業者　承知いたしました。

○顧問　それから、補足説明資料の28番をお願いできますか。草原性鳥類の確認環境なのですが、恐らく生態系の項目ということで、一般的な環境類型区分としてこういった広葉樹林、針葉樹林、草地・耕作地等といった類型を取っていただいていると思うのですが、森林の場合は、恐らく、今までかなり広い面積を占めておりますので、森林の中で幾つか

のタイプがあつて、その中で対象となる注目種、あるいは群集がどういった環境で多く見られるのかという解析をしていただいていると思います。ただ、今回、草原性の鳥類ですので、草地・耕作地というように環境類型区分を一括にしてみると、草原のところに草原の鳥が多かったという結果になって、これは調べなくても分かることで、わざわざ調査をするのもどうかという気がするのです。結果的に草原のところに草原の鳥が多く見られましたというのでは、あまりにも予測評価としてはどうなのでしょうという感じがします。草原性鳥類でも、選んだ種によって、草丈の高いものを好むものもあるでしょうし、草丈の低いものを好むものもあると思います。それから草地の種類ですね。優占種等も違うと思いますし、それから、少し低木が生えてきているのか、それとも、先ほどのように刈り取られてしまっている状況か、また耕作地も状況が大分違うのではないかと思います。そういった細かい情報を取っていただいて、それぞれどういった環境に見られたのかというのを見ていただかないと、保全措置を取っていただくときに、どういった草地を残していつて、どういった草地を場合によっては少し再生していつて、どういった草地に管理をしていくのかという保全措置の具体的な中身の提案にあまり結びつかないのではないかと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 コメントありがとうございます。御指摘を踏まえて、草地の環境というのは細かく状況を記録して、保全措置の検討に役立てたいと思います。

○顧問 そうですね。ここは草原の鳥が非常に重要な場所になると思いますので、本来の保全、あるいは影響の低減ができるような形で、そういった提案に結びつくような調査、あるいは影響予測を行っていただければと思います。それから、補足説明資料の31番、こちらでも御回答いただいておりますけれども、記載の方はこのようにお願いしたいと思いますが、そもそも石狩のゾーニングの環境保全エリアに重なっておりますので、方法書でいいますと、356ページを開いていただけますか。オレンジの部分が環境保全エリアということで、特に鳥類の生息環境として重要なエリアという観点で出ているのだと思うのです。それで事前に調査をいろいろ行っていただいて、若干その基準からは種数が多くないのではないかと、いろいろ書かれてはいるのですが、基本的にはこういった場所で、草地もあつて、樹林もあつて、いろいろな鳥がいて、こういった環境全体が環境保全エリアとなるような重要な場所ではないかということで、石狩市の方でゾーニングをされている場所になっているわけです。この辺のところに風車を建設するということについて、石狩市としてはどう考えておられるのか。事前に意見交換等を行っていると思いますけれども、

その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 東急不動産です。この案件は、配慮書が終わってから方法書に入るまで、かなり時間を使って調査とかもしながら、石狩市さんとは意見交換をしてきました。直近の方法書の市長意見も一部拝見していますけれども、このゾーニングを最大限尊重することというところと、あとは今回この事業の中でネイチャーポジティブというところも注力するということは掲げていますので、そこの両輪で石狩市さんとしては、事業を判断する立場ではないですけれども、見ていらっしゃるというようにお伺いしています。

○顧問 やはり環境保全エリアの中で、なおかつ風車を建てて、そこで自然共生を行っていくということになると、それなりに相当の調査も行いつつ、保全措置として、ただ単に影響を回避するというだけではなくて、ここの草原的な環境も含めて、周りの自然環境も含めて、良好な状態で維持されるような形で持っていかなければならないと思いますし、事前調査ということに限らず、事後でもいろいろ見ていただかなければいけない部分は多くなってくるのではないかと思います。ケースとしては、風車の影響はある程度あるでしょうけれども、それで自然との共生がうまく図れるのであれば、管理が必要なサイトにとっては、逆にプラスの面もあると思いますので、その辺りは地元ともよく意見交換をしつつ、こういった形で事業を進めていくのかということも含めて、今の方法書の書き方だと前段で自然共生を行うのでということを強調され過ぎているのか、住民からはあまりウェルカムではないような意見も出ていたかと思うのですが、その辺りは経緯も含めて適切に、こういう場所なのでこういう形で事業を推進していきたいということを含めて、少し丁寧に解説しながら、準備書の方も作成していただければと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 御意見ありがとうございます。今回、方法書に計画を書く段階でも、地元の専門家の方に複数名、御意見を伺いながらつくってきたという経緯がありまして、今後も準備書、またそれ以降に向けても、引き続き専門家の方の御意見を伺いながら、計画自体はもっとよりよいものにしていこうと考えております。記載方法に関しましても、住民の皆様への認識に齟齬が生まれないように、注意して記載をするようにいたします。

○顧問 是非よろしく願いいたします。私からは以上ですけれども、ほかに何か御質問、御意見。水質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私から、補足説明資料の11番、出ますでしょうか。累積的影響について御質問いたしまして、今の段階での事業者さんの御回答ではこれで十分かと思いますけれども、

ほかの事業者さんの例えば準備書等では、アセスメントの選定項目の中に、累積的影響を評価する項目については何かうまく記号等を入れて、どういう項目を累積的影響として評価するかということが一目瞭然で分かるような工夫をしていただいていたたり、あるいは、もっと丁寧に章立て、あるいは節立てをして、その中に累積的影響の考え方を述べられている、そういう事業者もありますので、準備書の段階では累積的影響の項目について分かりやすい記述に努めていただきたいと思います。まずここまで、よろしいでしょうか。

○事業者　日本気象協会です。承知いたしました。分かりやすい形で準備書に記載したいと思います。

○顧問　よろしく願いいたします。関連して、方法書の28ページ、出ますでしょうか。ありがとうございます。周辺の他事業の表になりますけれども、この中の11番、仮称となっていますが、石狩湾新港洋上風力発電事業、これは今年の1月に既に事業が開始されていると思います。先日、私はこの辺りへ行ってみたのですけれども、風車は動いておりました。それで、例えば30ページ、出ますでしょうか。地図の中にいろいろな事業の場所がありまして、この地図の左下の11番、この領域なのですけれども、もう事業が始まっておりますので、できれば準備書の段階では風車の位置をこの中に示していただけると、なおいいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○事業者　承知いたしました。準備書の際には風車の位置、そういった情報を入手、収集した上で、風車をポイントでお示しできるように検討したいと思います。

○顧問　もう既に稼働していると思いますので、関連の記述も少し修正をしていただいて、この地図の記入も併せて御検討ください。よろしく願いいたします。私からは以上です。

○顧問　ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。特にございませんか。それでは、事前のコメントも含めて一通り御意見等頂戴したと思いますので、これにて本件の審査は終了したいと思います。準備書に向けて適宜いろいろ御検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局にお返しいたします。

○経済産業省　事務局でございます。御審議ありがとうございました。本日の審議では、累積的な影響について準備書に向けて分かりやすく記載をしていただくということと、周辺の工事着工など状況が変わってきているところがあって、新しい情報を入れて更新していただくということだと思います。それと、先生からありましたけれども、ゾーニングに

関しては知事意見で市などと十分に協議を重ねてくださいということでしたので、その上での事業計画ということで、これは事務局としてもすごく大事な知事意見だと思っております。知事意見につきまして、ゾーニングについての協議内容等、検討経緯をしっかりと準備書に書いていただきたいと思います。そのようなコメントをいただきつつ、出していただいた方法書の選定の項目につきまして、大きく変わるような意見はなかったかと思しますので、このまま準備書に向けて今日の助言を踏まえて検討を加えていただければと思っております。このようなまとめで、先生よろしいでしょうか。

○顧問　はい、それで結構だと思います。

○経済産業省　ありがとうございます。それでは、本日3件、方法書について議論させていただきました。どうもありがとうございました。これにて終了したいと思います。事業者さん、どうもありがとうございました。先生方、ありがとうございました。

事務局から連絡事項でございますけれども、今後、風力部会、9月にはちょっと多くあります。6日、10日、17日という感じで、6日は14時から、10日は11時から、17日は14時半からということで、少し時間も変わったりしていますけれども、9月、ちょっと多いので、どうぞよろしくお願いいたします。それ以外にお伝えすることはございません。

これで本日の風力部会、終了といたします。本日はどうもありがとうございました。